

別府大学・別府大学短期大学部競争的資金等不正防止計画

平成27年4月1日

最高管理責任者決定

別府大学・別府大学短期大学部（以下「本学」という。）における競争的資金等を適正に運営・管理し、不正使用を防止するため、「別府大学・別府大学短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程」に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

本不正防止計画は、不正を誘発し発生させる要因（リスク）を把握し、その不正誘発・発生要因（リスク）を除去する具体策を講じ、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものである。

1. 不正発生の要因と具体的な防止計画

区分	不正発生の要因(リスク)	左記要因に対する具体的な防止計画
責任体制	競争的資金等に関する運営・管理について、最終責任を負う者や実質的な任を負う者など責任体制が明確でない。	競争的資金等の責任者とその責任範囲・権限を定め、ホームページで公開し常に学内外に周知する。
意識	科学研究費助成金等の研究資金が公的資金であるという意識が希薄。 ・一部の教員においては、「研究費は自分のもの」という意識が強い。 ・不正使用が発生しても、当該教員個人の問題とし、組織の問題として捉えない。	科学研究費助成金に関する学内説明会及びホームページ等で、本学で定めた競争的資金等の不正行為抑止のための行動規範を周知するとともに、不正使用については、研究費の返還、一定期間の応募資格の停止（研究代表者・研究分担者の連座制）及び刑事罰を科せられるケースもあることや本学が機関としての処分を受けることもあることを上記同様周知する。
運用体制	科学研究費助成金等のルールを教職員が十分に理解していないことにより、年度末に当該研究に直接関係のない物用品を購入したり、架空納品による預け体金等が発生したりする。	・科学研究費助成金等繰越制度、繰越の例示及び「研究機関使用ルール」の変更点等について、説明会を開催する。 ・本学における科学研究費補助金等の一部立替に関する取扱規程に基づき、交付前使用ができる制度の周知を図る。
運用体制	不正使用防止に関するルールの解釈が教職員により異なる。	・誰でも常にルール等を確認できるように、マニュアル等を作成する。 ・ルールとその運用に乖離がある場合は、適

		切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じてルール変更等も含めた対策を講じる。
管理体制	教職員と業者の関係が不正な取引に発展する恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者に不正防止の取組みについて協力を求める。</li> <li>・取引の多い業者に、不正防止の誓約書を提出してもらう。</li> <li>・不正取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じることを周知する。</li> <li>・不正使用を行った教職員については、就業規則等に基づき厳正な対応を行うことや科学研究費補助金の返還・応募資格の停止の措置が生じることの周知徹底を図る。</li> </ul>
物件費	緊急性、専門性等の理由により、発注権限のない高額物品について直接教員が発注を行う。	教員と事務職員等の発注権限を明確にし、教職員、業者等に周知する。
物件費	発注者(教員等)だけの検収では納品の事実が確認できず、架空納品により業者への預け金が発生する恐れがある。	納品・検収業務については、当事者以外によるチェックが有効に機能する体制として、検収センターの会計事務職員が納品事実の確認を行う。
旅費	旅行事実の確認が不十分なため、カラ出張、旅行日程の水増し等の不正が発生する恐れがある。	出張旅費確認書による用務内容や宿泊費の領収書・航空券半券提出の先名の記載等で確認を徹底する。
旅費	精算払の場合において、旅費支給までの自己負担の期間が長いと、預け金等の不正が発生する要因となる。	旅行者の経済的負担を軽減するため、旅費支給日を月3回としている。
謝金	雇用事実確認が不十分なため、カラ雇用、出勤表のねつ造・改ざんによる水増し等の不正が発生する恐れがある。	・雇用実態を把握するために、被雇用者の出勤表については、担当事務職員が被雇用者と面談の上、直接手渡すこととし、教員だけの確認とならないようにする。
相談窓口	研究費の申請や執行についての対応窓口が曖昧のため、ルール等の解釈がまちまちになり、誤った解釈で執行される。	競争的資金等の申請・報告関係、執行関係についての対応窓口をホームページで周知する。
通報窓口	不正使用に関する告発窓口及び告発者の保護体制の周知が不徹底。	告発窓口及び本学「競争的資金等の取扱いに関する規程」をホームページで周知し、不正の防

		止、リスクの早期発見を図る。
認識	不正使用防止に対する認識が時間の経過により低下し、行動規範やルール等に関する理解が不足する。	競争的資金等のルールや遵守すべき行動規範等に対する教職員の認識状況を把握し、十分でない場合は、説明会等による啓蒙活動を強化するなどの対策を講じる。

## 2. 不正防止計画の見直し

今後も継続して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。